

## 下水道等排水設備指定工事店事務連絡会

開催日時 令和8年2月 9日(月)10:00～  
// 10日(火)10:00～

開催場所 大田市役所 2階第2会議室

1. 下水道供用開始区域について ……『資料1』『資料 1-1』
  - ・下水道供用開始区域・整備区域
2. 浄化槽事業について ……『資料2』『資料 2-1』『資料 2-2』
  - ・浄化槽設置整備事業(個人設置型浄化槽)について
  - ・生活排水処理施設(市設置型浄化槽)について
3. 排水設備工事補助事業について ……『資料3』
  - ・大田市下水道接続促進事業について
4. その他 ……『資料4』『資料 4-1』
  - ・排水設備工事の申請の流れについて
  - ・指定工事店の更新申請について
  - ・外付け洗濯機について

### 各種申請様式等について

●大田市ホームページ <http://www.city.oda.lg.jp>

⇒ 組織別 ⇒ 上下水道部 ・ 下水道課

⇒ 申請書ダウンロード(各種様式)

排水設備工事申請書類(下水道・生活排水・融資あっ旋)

浄化槽補助金申請様式について 等

※各種資料は下記のページでダウンロードできますのでご利用ください。

⇒ 組織別 ⇒ 上下水道部 ・ 下水道課

⇒ 排水設備(排水設備工事、排水設備指定工事店について)

⇒ 公共下水道(大田、仁摩、温泉津処理区について)

⇒ 浄化槽(市設置型浄化槽、個人設置型浄化槽について)

≪お問い合わせ≫

大田市役所 上下水道部 下水道課

TEL : 0854-83-8116 FAX : 0854-82-6813

e-mail : o-gesui@city.oda.lg.jp

## 令和7年度下水道供用開始区域について

大田市では、「大田市下水道基本構想」を定め、家屋が密集し排水をまとめて処理することが適している地域(集合処理区域)については、以下のとおり「公共下水道」及び「農業集落排水」の整備を進めています。

### ○整備中区域

#### 公共下水道

大田処理区 [資料1-1](#)参照

大田町橋南(末広、栄町)、橋北(駅東、城山)、久手町(日の出、大原)

### ○整備完了区域

#### 公共下水道

大田処理区

【供用済み区域】

大田町大田の一部、大田町吉永の一部、長久町長久の一部、久手町刺鹿の一部、  
鳥井町鳥井の一部

≪令和7年度供用開始区域≫

- ・大田町大田の一部(橋南【本町】、橋北【城山、駅東】)
- ・久手町刺鹿の一部(原)

#### 温泉津処理区

温泉津町小浜の一部、温泉津町温泉津の一部

#### 仁摩処理区

仁摩町仁万の一部、仁摩町天河内の一部、仁摩町宅野の一部、仁摩町馬路の一部

#### 農業集落排水




波根西処理区

久手町波根西の一部、波根町の一部

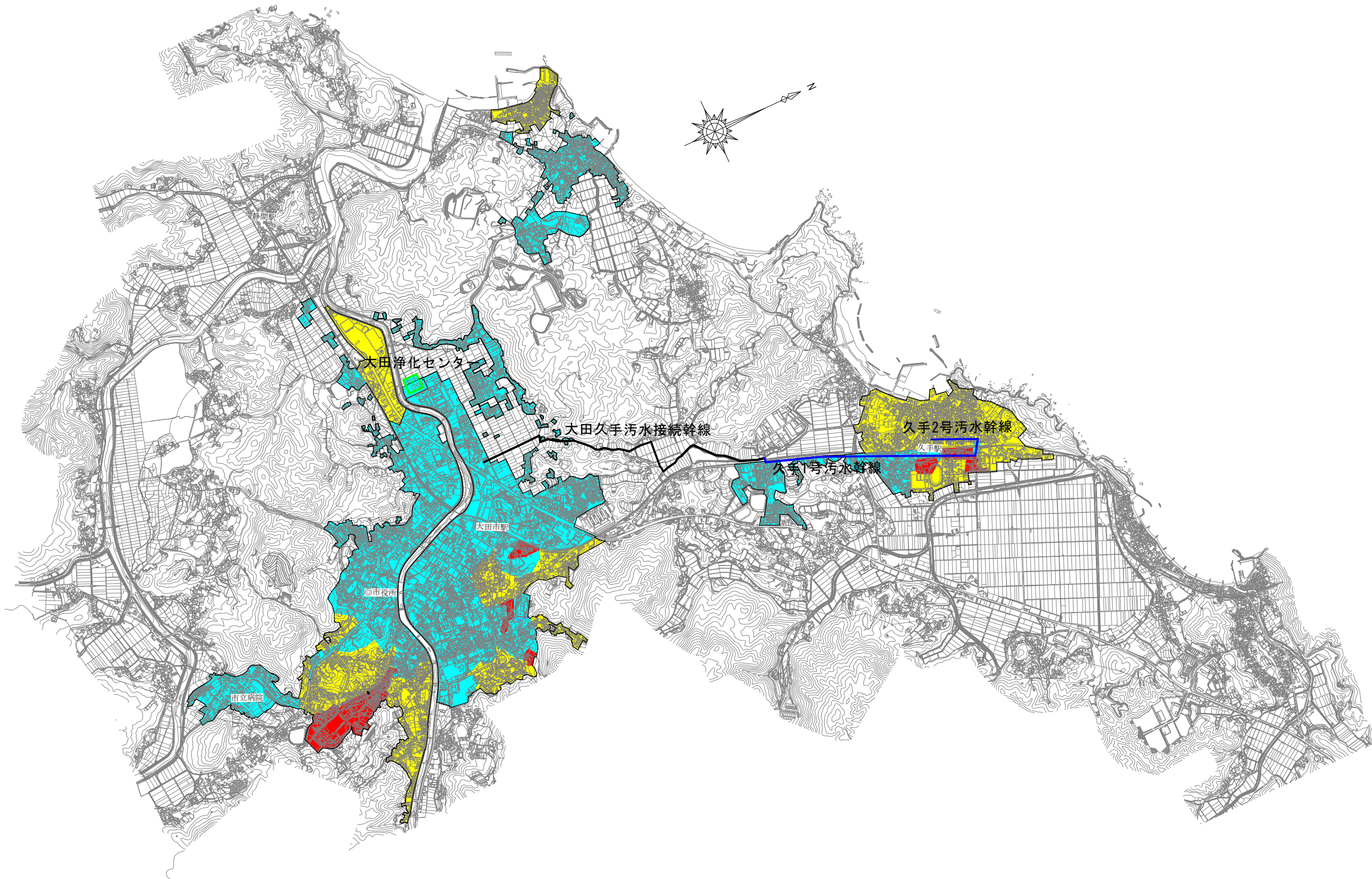
#### 元井田処理区

温泉津町井田の一部

大田市公共下水道大田処理区の整備図

大田処理区 整備		施工箇所
	既整備済区域 (R6年度末)	
	工事実施中	橋南(末広)、橋北(城山、駅東)、久手(日の出、大原)
	整備予定区域	

資料1-1



## 浄化槽設置事業について

### 浄化槽設置整備事業（個人設置型浄化槽）

集合処理区域であっても当分の間、下水道などの整備が見込まれない区域内で、浄化槽を設置される際は、設置費用の一部を補助します。

【補助対象】 一般住宅（販売を目的とする住宅は除く）で10人槽以下の浄化槽を設置する人

【対象地域】 静間町【和江】、大田町【柳井、日の出】……資料2-1に図示

※詳細な区域図は下水道課にお問い合わせください。

【補助金額】 5人槽：200,000円 7人槽：230,000円 10人槽：300,000円

【補助予定件数】 5件

【受付期間】 令和8年4月1日（水）から令和9年3月10日（水）までに実績報告が可能である申請  
もしくは予定基数を満たすまで。

【注意点】

- ・令和9年3月10日（水）までに実績報告を提出すること。
- ・申請書に添付する下水道接続同意書について十分な説明をすること。
- ・申請者住所が事業期間内で変更になる場合は申請時にご相談ください。

## 生活排水処理事業（市設置型浄化槽）

市が主体となって浄化槽を設置及び維持管理をします。ただし、分担金・使用料が必要です。

【受益者分担金】 一般家庭等 10 人槽以下 一律 250,000 円 （一括払い・5 年間 17 回払い）

※ 10 人槽を超える浄化槽については人槽に応じて金額が異なります。

※ 前納報奨金制度は令和 7 年度に廃止しています。

【使用料】 浄化槽の使用開始後、使用水量に応じて 2 ヶ月毎に請求

【設置予定件数】 60 件

【受付期間】 令和 8 年 4 月 1 日(水)～令和 8 年 12 月 4 日(金)

※ 受付期間を過ぎた申請は受理できませんのでご注意ください。

【注意点】 ・ 10 人槽を超える浄化槽設置の申請をする際は時期問わず、事前協議をしてください。

・ 浄化槽の人槽は建築主事が決定します。

申請書提出前に建築主事に人槽の協議をしてください。

・ 申請書に分担金申告書も添付の上ご提出ください。

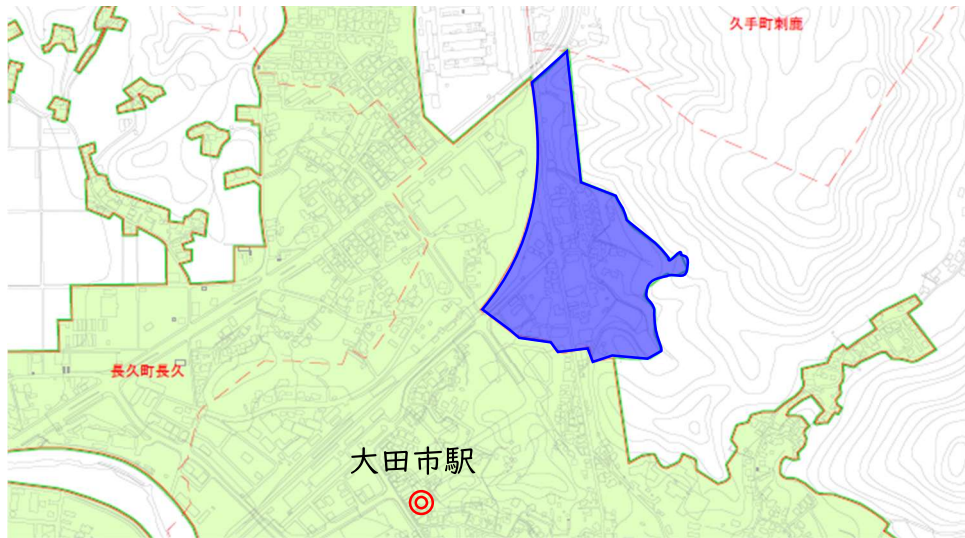
・ R8 年度より申請書様式に放流ポンプの要・不要を追加します(資料 2-2)

申請書は 4 月 1 日よりダウンロードが可能です。

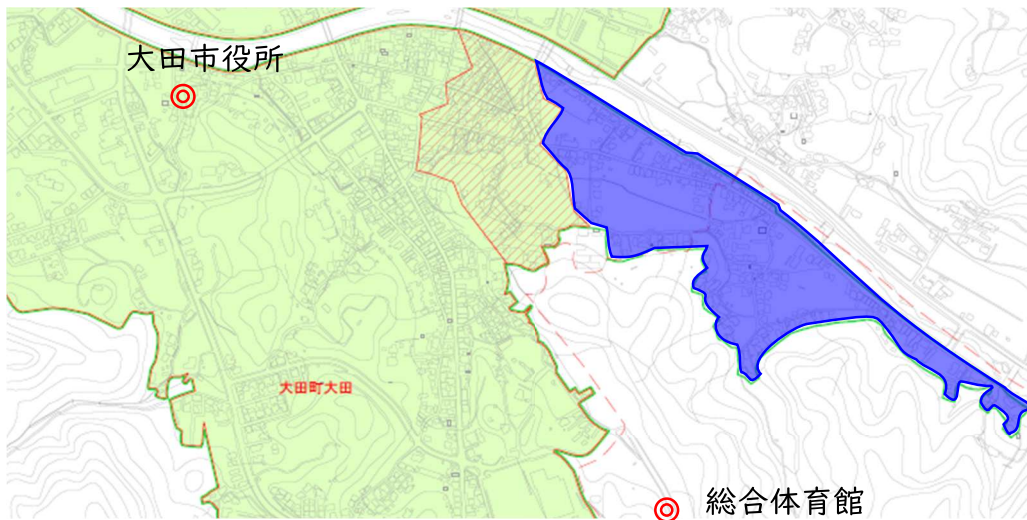
(放流ポンプの設置が必要な場合は理由書の提出をお願い致します。)

また、申請時に排水設備申請の際に提出いただく平面・縦断図の提出をお願いいたします。

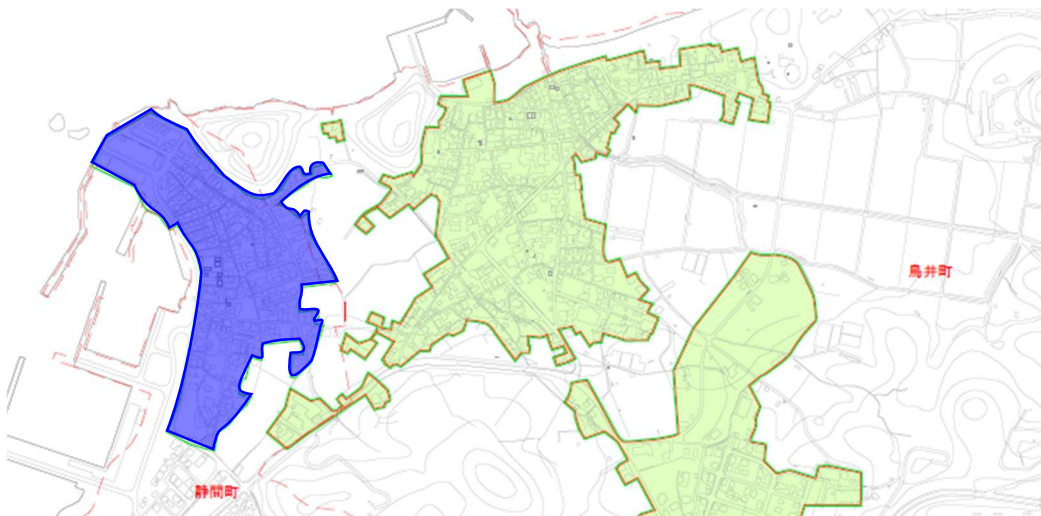
大田町(柳井1・2自治会近辺)





大田町(日の出自治会近辺)



静間町(和江自治会近辺)



	個人設置補助金対象区域
	下水道接続・計画区域(対象外)

様式第1号(第3条関係)

(表)

## 生活排水処理施設設置申請書

年 月 日

大田市長 様

申請者 住所  
ふりがな \_\_\_\_\_  
氏名  
電話番号

大田市生活排水処理施設の設置等に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

## 記

設置場所	大田市 町 番地
建物の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 店舗併用住宅 <input type="checkbox"/> 事業所等( )
使用水区分	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 水道水以外( ) <input type="checkbox"/> 併用(水道・水道水以外( ))
住宅面積	延面積 $m^2$ (居住部分 $m^2$ ・その他 $m^2$ )
工事区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> その他( )
世帯人員	人
現在の処理方法	<input type="checkbox"/> 単独浄化槽 <input type="checkbox"/> くみ取り便所
放流先	<input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 道路側溝 <input type="checkbox"/> 農業用水路 <input type="checkbox"/> その他( )
設置完了希望時期	年 月頃 補強工事の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
放流ポンプの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合は平面図及び縦断面図を添付してください)

※1 該当する□に「レ」をしてください。

※2 生活排水処理施設設置同意書(裏面)について、内容をご確認のうえ記入してください。

(裏)

生活排水処理施設設置同意書

大田市長            様

生活排水処理施設の設置について、次のとおり同意します。

記

- 1 設置場所(表面に記載)
- 2 土地の使用料は無料とし、この土地に係る公租公課は土地所有者の負担とする。
- 3 土地の使用期間は、生活排水処理施設を設置しておくことを必要とする期間とすること。
- 4 生活排水処理施設の設置完了後、建物等の増改築その他の理由で排水設備を変更することにより、移設、撤去、その他の変更をする場合に係る工事費は自己負担とする。

年    月    日

(申請者)            氏 名

(土地所有者)        住 所  
氏 名

(※申請者と同一の場合は記入不要)

### 1. 事業概要

公共ます設置戸数に対する令和 6 年度末の下水道接続率は 69.55%であり、下水道へ未接続の家屋が多くあるのが現状である。その大きな要因として工事費の負担が挙げられるため、排水設備工事に対し補助金を交付することで、下水道への接続促進を図る。

### 2. 補助対象者

新たに下水道へ接続しようとする一般住宅に対し、補助金を交付する。

ただし、次にあげる者は、補助対象外とする。

- ① 新築を下水道へ接続しようとする者
  - ② 市税、受益者負担金、下水道使用料等を滞納している者
  - ③ 賃貸で家主が施工する場合または家主の許可が得られない者
  - ④ 販売を目的として新たに下水道へ接続しようとする者
  - ⑤ 下水道整備時に公共ますの設置を求めなかった者
  - ⑥ 供用開始の翌年度から 3 年を経過した後に下水道へ接続しようとする者
- ※下記注意点を参照のこと

### 3. 補助金額

#### **補助金額 上限 3 万円**

※工事費用が 6 万円未満の場合は工事費の 1/2 を補助金額とする。

### 4. 申請方法

受付開始

随時

提出書類

補助金交付申請書兼実績報告書

※詳細及び申請書類等は HP 掲載

### 5. 注意点

- ・補助金交付申請書兼実績報告書を未提出の補助金執行は認めていないため、申請書の提出漏れに注意すること。
- ・補助金交付申請書兼実績報告書は、検査済証の交付を受けた日から 30 日以内に提出すること。
- ・令和 5 年度以降に下水道の供用が開始された地区が補助の対象となります。  
(供用開始時期は地区ごとに異なりますので、詳細は下水道課にお問い合わせください)

## ◆ 排水設備工事の申請の流れについて (事業者の皆様へ)

## ● 下水道の接続をするには？

- 1 (供用開始地区のみ)現地調査により敷地内に公共ますが設置されているか確認
  - ・公共ますが設置されていない場合は、下水道課へご相談下さい。
  - ・公共ますの設置は申請を受理してから1~3か月程度かかります。
  - ・計画段階でお早めに協議くださいますようお願いいたします。
- 2 公共下水道排水設備新設等確認申請書 等 …… 着工の1週間前までに市役所へ提出
  - ・補助金事業も始まりますので、申請前着手が無いようお気を付けてください。
- 3 工事完了届・使用開始届 等 …… 完了後5日以内に市役所へ提出
  - ・下水道が使用できるようになると使用料を徴収するため速やかに報告して下さい。
- 4 完了検査 (市、施工業者、申請者) …… 日程調整のうえ現地立会
  - ・浄化槽を廃止した場合は、1ヶ月以内に保健所へ廃止届を提出(2部)

## ● 生活排水処理施設(市設置型浄化槽)への接続をするには？

- 1 対象となる浄化槽が、個人設置(補助金 有・無)か市設置かを確認 ⇒ 市設置のみ対象
- 2 生活排水処理設備新設等確認申請書 等 …… 着工の1週間前までに市役所へ提出
- 3 工事完了届・使用開始届 等 …… 完了後5日以内に市役所へ提出
  - ・浄化槽が使用できるようになると使用料を徴収するため速やかに報告して下さい。
- 4 完了検査 (市、施工業者、申請者) …… 日程調整のうえ現地立会

## ● その他注意事項

- 1 完了検査については、原則申請者立会のもとでお願い致します。
  - ・不在の場合は電話、郵送等での説明が必要かどうかを事前に確認してください。
- 2 使用開始届については、使用水区分、使用人員、届出開始日を必ず確認して提出してください。
  - ・使用料の算定、請求開始時期に影響しますので十分注意してください。
  - ・市水道以外に井戸水や山水を併用していないか必ず確認してください。
  - (併用の場合は使用料が加算されます)
- 3 同一敷地内の建物から排出される汚水及び雑排水は全て下水道又は浄化槽へ流入するように管きよを接合してください。
  - ・浄化槽法定検査で外洗濯機の未接合が多く見受けられます。
  - ・検査後、排水箇所が増えた場合は必ず変更申請を行ってください。
  - ・接続しない既存の汲取りトイレや浄化槽は廃止してください。
  - ・流入管きよの未接合及び雨水系統との誤接合がないよう、十分に事前調査を行い、施工時にも注意してください。
- 4 各種申請の際、申請者名や住所について、統一をお願い致します。途中の書類から変更等があると支払いに支障が出る可能性があります。

## 各種申請様式等について

●大田市ホームページ <http://www.city.oda.lg.jp>

⇒ 組織別情報

⇒ 上下水道部・下水道課

⇒ 申請書ダウンロード(各種様式)

排水設備工事申請書類(下水道・生活排水・農業集落排水)

# 外付け洗濯機について

資料 4-1

合併処理浄化槽を使用している方は、**し尿及び生活雑排水を浄化槽で処理をした後でなければ、公共水域に放流してはならない**ことになっております。

主たる洗濯機と比較しますと、2台目、3台目の外付け洗濯機は、使用頻度、排水量共に少ない場合が見受けられます。しかしながら、相当数の設置があるため、水環境保全の観点から、また上記事由によることから、取り扱いについて関係機関と協議を重ねてまいりました。

協議の結果、県からのご指導に基づき、**外付け洗濯機についても、使用の目的、頻度に関わらず、浄化槽への接続をお願いするものとして、検査判定にてご指摘をさせていただいております。**

つきましては、下記に参考図を載せております。外付け洗濯機も浄化槽へ接続し、処理してから放流していただきますよう、よろしくお願いいたします。

